

## ＜学校感染症の種類と出席停止期間の基準＞

	感染症の種類	出席停止期間
第一種感染症	エボラ出血熱    クリミアコンゴ出血熱 ペスト    急性灰白髄炎    痘瘡 マールブルグ病    ラッサ熱    ポリオ ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 中東呼吸器症候群 (MERS) 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで  * 左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種感染症とみなす。
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふく） 風疹（3日はしか） 水痘 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後 5 日間、かつ解熱後 2 日間  5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了、または特有の咳が消失するまで  解熱後 3 日を経過するまで  腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで  発疹が消失するまで  すべての発疹が痂皮化するまで  症状が消失後 2 日を経過するまで  医師が感染の恐れがないと認めるまで  医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種感染症	腸管出血性大腸菌感染症    流行性角結膜炎 流行性出血性結膜炎    コレラ    パラチフス 腸チフス    細菌性赤痢  （学校長指定） 感染性胃腸炎（ノロウイルスによるもの） 平成 18 年 12 月 1 日から適用	症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで  症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

R2年2月改正

\* 群馬県においては、第三種その他の感染症については、教育委員会通知（平成 12 年 2 月 9 日）により定めないとしています。（出席停止の対象ではありません。）